

## 大屋学園奨学金規定

### 第一条（目的）

向学心に富みながら、経済的理由により学資支払いが相当困難な者に対し、授業料の一定額を貸付け修学を支援し、高齢社会の求める心豊かな介護福祉士の養成に寄与することを目的とする。

### 第二条（条件）

第一条の目的における事由により学資金貸付が妥当と認められる場合

### 第三条（貸付金額）

入学時（4月）より24ヶ月間、月額 50,000円を限度に貸付る。

### 第四条（貸付利息）

無利息とする。

### 第五条（貸付手続き）

貸付を受けようとする者は、下記に示す関係書類の提出を必要とする。

- 1, 奨学金申込書
- 2, 成績証明書

### 第六条（貸付の取消、停止）

- 1, 貸付を受ける者が次の各号に該当するときは、貸付の実行を取消又は停止することがある。
  - 1, 心身の故障で修学の見込みがなくなったとき
  - 2, 成績が著しく不良で、修学の見込みがないとき
  - 3, 本人が辞退を申し出たとき
  - 4, 本人が死亡したとき
- 2, 貸付金の停止を受けた者は、その事由が生じた日から起算して3ヶ月以内に指定する期日までに貸付を受けた金額を一括変換しなければならない。

### 第七条（貸付金の返還）

この奨学金の返還は、学校卒業（3月）後6月より60ヶ月で完済する。

第八条（貸付金返済の免除）

大屋学園奨学金制度に賛同し、本学の審査に合格した医療・福祉関連法人に就職し5年間就労した場合全額を返済を免除される。

「付則」この規定は平成27年4月1日より施行する。

学校法人 大 屋 学 園